

# 人もペットも 住みやすいまちへ

ペットは飼い主にとって、生活を豊かにしてくれる家族の一員です。しかし、誤った飼い方を続けてしまうことで、動物の健康を損ねたり、知らず知らずのうちに近隣住民や社会に迷惑をかけたりしていることも少なくありません。

市では、「古河市動物の愛護及び管理に関する条例」(以下、「動物愛護条例」)を制定し、来年1月から施行します。市、市民、飼い主が互いに理解・協力して、人と動物がより良く共生できる社会を目指しましょう。【問】環境課(三和庁舎) ☎76-1511

## 動物愛護条例とは？

### 目的

- 動物の健康と安全を確保します
- 動物が人や財産に危害を加えることを防ぎます

### 内容

- 人と動物のより良い共生社会をつくるために必要な事項を定めています
- 市・市民・飼い主の三者の協力で目的を実現することとしています



### 市

○人と動物がより良く共生するために、必要な啓発や施策を行います



### 市民

- 人と動物の共生について理解を深めましょう
- 飼い主の取り組みを温かく見守りましょう



### 飼い主

- ルールやマナーを守りましょう
- 近隣住民や動物の気持ちになって飼いましょう

## 飼い主の皆さんへ

### ●周辺の環境に配慮して飼いましょう

動物のためだけではなく、近隣住民の理解も得られるよう配慮した飼い方を心がけましょう。

### ●最期まで責任を持って飼いましょう

ペットを捨てることは法律で禁止されています。やむを得ず飼うことができなくなった場合は、新たな飼い主を見つけましょう。

